標柱四号
標柱五号
標柱六号
標柱七号
標柱八号
標柱九号
標柱十号
標柱十一号
標柱十二号
標柱十三号
四二二番三八　標柱十四号
四二二番七五　標柱十五号
標柱十六号
標柱十七号

○経済産業省告示第百六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
一六一九〇一	平成二十五年三月二十九日	微流量燃料油メーター	株式会社山梨オーバル	株式会社山梨オーバル 山梨県甲府市善光寺一丁目二十七―二十五

○経済産業省告示第百七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第二十三条第三項の規定に基づき、競輪振興法人から名称の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　変更前の競輪振興法人の名称　財団法人ＪＫＡ

二　変更後の競輪振興法人の名称　公益財団法人ＪＫＡ

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

○経済産業省告示第百八号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三十八条第三項の規定に基づき、競技実施法人から名称の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　変更前の競技実施法人の名称　財団法人日本自転車競技会

二　変更後の競技実施法人の名称　公益財団法人日本自転車競技会

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

○経済産業省告示第百九号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十七条第三項の規定に基づき、小型自動車競走振興法人から名称の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　変更前の小型自動車競走振興法人の名称　財団法人ＪＫＡ

二　変更後の小型自動車競走振興法人の名称　公益財団法人ＪＫＡ

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

○経済産業省告示第百十号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第四十二条第三項の規定に基づき、競走実施法人から名称の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　変更前の競走実施法人の名称　財団法人東日本小型自動車競走会

二　変更後の競走実施法人の名称　一般財団法人東日本小型自動車競走会

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

○経済産業省告示第百十一号

小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第四十二条第三項の規定に基づき、競走実施法人から名称の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　変更前の競走実施法人の名称　財団法人西日本小型自動車競走会

二　変更後の競走実施法人の名称　一般財団法人西日本小型自動車競走会

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

○国土交通省告示第四百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十八年九月六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県本庄市北堀字新田前、字山ノ根、字田端、字久下塚、字薬師堂、字新田原、字西浦、字前田、字前山の各一部並びに栗崎字前田、字東谷の各一部並びに東富田字山根、字下田の各一部並びに西富田字大久保山の一部

四　土地区画整理事業の名称　本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県本庄市駅南一丁目二番一号

六　事業計画の認可の年月日　平成十八年九月六日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十五年四月十一日

○国土交通省告示第四百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業の事業計画の変更（第六回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年四月十二日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　山形県山形市大字松原千五百四番地二　独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時から午後五時二十五分まで

○国土交通省告示第四百二十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年三月二十六日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

有限会社網干総合自動車練習所

2　主たる事務所の所在地

兵庫県姫路市網干区高田八十四番地の五

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）